

第1条（事業の目的）

「社会福祉法人創生会」が開設する「グッドタイムホーム・宮島」（以下、「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関して必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の運営方針）

事業の実施にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 特定施設入居者生活介護においては、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等を行うことにより、入居者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行う。
- 3 介護予防特定施設入居者生活介護においては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の支援、その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援等を行うことにより、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持向上を図り、もって入居者の生活機能の維持及び向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項の他、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（広島県条例第六十八号）、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（広島県規則第二十三号）、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（広島県条例第六十九号）、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（広島県規則第二十四号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称　グッドタイムホーム・宮島
- (2) 所在地　広島県廿日市市阿品四丁目 51 番 26 号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、併設事業所の管理者を兼任）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名（常勤）

入居者及びその家族等の日常生活上における相談援助、関係機関との連絡調整、入退去に係る調整、レクリエーションの企画運営等を行う。

(3) 計画作成担当者 1名（常勤）

入居者の心身の状態を踏まえ、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画を作成又は変更し、入居者やその家族等及び関係機関との連絡調整を行う。

(4) 看護職員 5名（常勤4名、非常勤1名）

入居者の日常における健康管理を行うとともに、事業所の保健衛生の管理を行う。

(5) 介護職員 32名（常勤21名 非常勤11名）

入居者の日常生活において必要な介護及び支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤）

入居者が日常生活を営むうえで必要な機能の維持及び向上を図るため、入居者の状態に応じた機能訓練計画を作成又は変更し、もって機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1名（常勤）

入居者に提供する食事の献立作成、栄養計算及び入居者への栄養指導等を行う。

(8) 事務職員 1名（常勤）

事業所の運営に必要な事務及び庶務を行う。

第5条（入居定員及び居室数）

事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 83名

(2) 居室数 70室（1人室57室、2人室13室）

第6条（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成

(2) 入浴（週2～3回）、排泄、食事等の介護及び支援

(3) その他日常生活上の世話及び支援

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談

(7) 入居者の家族等及び地域との連携

第7条（利用料その他の費用の額）

入居時の費用は、重要事項説明書のとおりとする。特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 利用料としては、前項の他、次に掲げる料金を重要事項説明書のとおり徴収する。

- (1) 食事代
- (2) 月額利用料
- (3) その他、入居者が負担することが適当と認められるもの

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、入居者又はその家族等に対し、その内容、費用の額、その他必要事項を明記した請求書を発行することとする。

5 利用料等の支払いを受けた場合は、事業所は入居者又はその家族等に対し、遅滞することなく領収書を発行することとする。

第8条（入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

事業所の居室は全室介護居室であり、原則として居室の移動は必要ないものとする。

2 一時介護室に移る場合は、主治医又は協力医療機関等の医学的判断のもと、入居者又はその家族等の同意の上で移るものとする。

第9条（入居にあたっての留意事項）

入居にあたっての留意事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入居者は、共同生活を送る上で、他の入居者に迷惑をかけることなく、入居者相互の親睦に努めることとする。
- (2) 入居者は、外泊又は外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ることとする。
- (3) 入居者は、健康に留意するとともに、居室及び共用部分の清潔及び整頓、その他環境衛生の向上のために協力することとする。

2 入居者は、入居にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等により他の入居者を攻撃し、又は自己の利益のために他の入居者の利益を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等により、他の入居者に迷惑をかけること。
- (3) 共同生活を送る上での秩序及び風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 事業所が指定した場所以外で飲酒、喫煙、その他火気を使用すること。
- (5) 故意に居室や共用部分、備品等に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第10条（緊急時等における対応方法）

入居者の怪我や疾病等により緊急を要する場合は、看護職員若しくは介護職員が協力医療機関に連絡し、又は救急搬送を要請することとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第11条（非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画を定めるとともに、これに備えるため、年2回以上の避難、通報、消火等の訓練を行うこととする。

第12条（身体拘束）

事業所は、原則として入居者に対して身体の拘束を行わない。

- 2 入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を実施する場合は、身体拘束廃止委員会で協議を行い、入居者の家族等へ身体拘束の内容を説明し、同意を得たうえで身体拘束を実施するものとする。なお、身体拘束を実施した場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。

第13条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第14条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、体制を整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持するものとする。

3 従業員に職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約時に文書で交わすものとする。

4 当規程に定めるほか、運営に必要な重要事項については、「社会福祉法人創生会」と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年7月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。